警戒区域(浪江町)から避難した高齢の夫婦の日常生活阻害慰謝料について、要介護の妻(障害等級2級)について月8割増額(持病の悪化後は9割増額)、妻の介護をした夫についても自身の持病の状態等に応じて月3割ないし6割増額がなされた事例(平成25年3月13日付和解契約書の別紙参照)。

和解 (一部) 契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1(以下「申立人1」という。)、及び同X2(以下「申立人2」といい、申立人ら2名を合わせて「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり部分的に和解する。

第1 和解の範囲

1 申立人1と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①避難交通費

②精神的損害(ただし、中間指針第3の6(指針)I)に規定する精神的苦痛に対する慰謝料(以下「日常生活阻害慰謝料」という。)のうち、中間指針第3の6(指針)III)に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準(避難者の第2期の慰謝料について)第1(総括基準)に規定する金額に限るものとする。

期 間① 自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日

- ② 自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日
- 2 申立人2と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①精神的損害(ただし、中間指針第3の6(指針)I)に規定する精神的苦痛に対する慰謝料(以下「日常生活阻害慰謝料」という。)のうち、中間指針第3の6(指針)Ⅲ)に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準(避難者の第2期の慰謝料について)第1(総括基準)に規定する金額に限るものとする。

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日

第2 和解金額

1 申立人1について

被申立人は、申立人1に対し、第1項の1記載の損害項目及び期間につ

いての和解金として、184万2000円の支払義務があることを認める。

(内訳) ①避難交通費 2万2000円

②精神的損害 182万円

2 申立人2について

被申立人は、申立人2に対し、第1項の2記載の損害項目及び期間についての和解金として、180万円の支払義務があることを認める。

(内訳)①精神的損害 180万円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項の1記載の損害項目のうち、②の損害項目以外の①の損害項目について(同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。)について、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月17日

(仲介委員 味岡良行)

警戒区域(浪江町)から避難した高齢の夫婦の日常生活阻害慰謝料について、要介護の妻(障害等級2級)について月8割増額(持病の悪化後は9割増額)、妻の介護をした夫についても自身の持病の状態等に応じて月3割ないし6割増額がなされた事例(平成25年3月13日付和解契約書の別紙参照)。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1、同X2(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について 和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを 確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金358万0641円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解契約書に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。ただし、申立人らの別紙記載の期間における各精神的損害については、本和解契約書に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月13日

(仲介委員 味岡良行)

別紙

申立人X1について						
損害項目		期間	金額			
	宿泊費		324,000			
避難費用	家財道具購入費		300,000			
	被服費		120,000			
	食費増加分	平成23年3月~平成24年2月末	120,000			
一時立入	交通費		166,000			
	宿泊費		6,000			
その他	診断書費用		48, 300			
精神的損害	増額部分	平成23年3月~平成24年8月末	810,000			
弁護士費用			56, 829			
合計			1, 951, 129			

申立人X2について							
損害項目		期間	金 額				
その他	診断書費用	平成23年3月~平成24年2月末	22,050				
精神的損害	増額部分	平成23年3月~平成24年8月末	1, 560, 000				
弁護士費用			47, 462				
合計			1, 629, 512				

和解金額合計		3,	580,	6 4 1
			,	